

# INFORMATION

## お知らせ & ご案内

### 5月

【ご注意ください！】  
農地の違反転用

許可を受けないで農地を転用した者は、農地法違反として処罰の対象となりますので、ご注意ください。

(罰則規定)

- ・無許可で農地を貸借したり、無許可で農地を農地以外に使用(農地転用)した場合などは、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

#### 1. 農地転用とは？

田や畑といった農地に、家を建てたり、駐車場としたりするために、農作物の栽培以外の目的に使用とする場合(転用しようとする場合)には、知事の許可が必要となります。

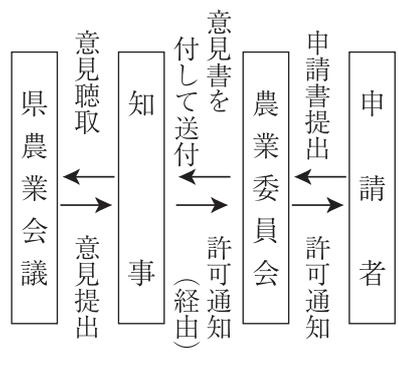
申請の方法は、転用しようとする人が、転用しようとする農地の所有者である場合と、そうでない場合とで異なります。前者の場合は、農地法第4条に基づく申請。後者の場

合は、農地法第5条に基づく申請となります。その概要は次のとおりです。

【4条許可と5条許可】

許可権者	許可申請者	許可が必要な場合	農地法
・知事 ・転用農地積を農林大臣	転用を行う者(農地所有者)	自分の農地を転用する場合	第4条
	売主(農地所有者) 買主(転用事業者)等	事業者が農地を買って転用する場合等	第5条

#### 2. 手続きの流れ



○詳細は、上島町農業委員会(岩城総合支所産業振興課内)までお問合せください。

TEL 7512501

## 5月の潮汐表

日	潮	高潮				低潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	若	7:55	291	20:17	276	1:23	111	14:20	113
2(金)	中	8:39	306	21:08	312	2:29	97	15:01	80
3(土)	中	9:19	319	21:54	344	3:21	82	15:39	48
4(日)	中	9:57	330	22:37	371	4:07	72	16:16	19
5(月)	大	10:34	336	23:20	388	4:50	67	16:54	-3
6(火)	大	11:11	337	-	-	5:32	69	17:33	-17
7(水)	大	0:03	395	11:49	333	6:14	77	18:13	-20
8(木)	大	0:48	391	12:29	323	6:58	90	18:55	-13
9(金)	中	1:35	378	13:12	308	7:44	107	19:41	5
10(土)	中	2:26	359	14:01	289	8:36	123	20:32	30
11(日)	中	3:24	338	15:02	269	9:36	137	21:32	58
12(月)	小	4:31	319	16:22	255	10:49	142	22:44	85
13(火)	小	5:43	307	17:56	255	-	-	12:09	136
14(水)	小	6:51	302	19:20	270	0:09	102	13:21	118
15(木)	長	7:49	303	20:26	292	1:30	108	14:18	96
16(金)	若	8:37	304	21:20	313	2:37	108	15:04	75
17(土)	中	9:18	305	22:05	330	3:31	108	15:44	57
18(日)	中	9:53	304	22:45	342	4:16	109	16:19	44
19(月)	大	10:25	301	23:22	347	4:56	114	16:51	36
20(火)	大	10:54	297	23:56	349	5:32	121	17:21	32
21(水)	大	11:22	293	-	-	6:05	130	17:50	33
22(木)	大	0:29	346	11:50	287	6:37	138	18:20	36
23(金)	中	1:02	341	12:20	282	7:09	146	18:51	43
24(土)	中	1:37	334	12:54	275	7:44	152	19:26	54
25(日)	中	2:16	325	13:34	267	8:23	157	20:06	68
26(月)	小	3:00	315	14:26	258	9:11	158	20:55	86
27(火)	小	3:52	306	15:36	251	10:08	155	21:55	104
28(水)	小	4:51	299	17:03	253	11:13	145	23:09	119
29(木)	長	5:53	296	18:29	268	-	-	12:20	127
30(金)	若	6:53	299	19:41	294	0:30	126	13:21	102
31(土)	中	7:47	305	20:42	324	1:45	125	14:15	74

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

**果樹試験場岩城分場が普及組織に移管されました**

岩城島にある果樹試験場岩城分場は、県の組織再編に伴い4月1日から県今治支局しまなみ農業指導班に移管されました。今後、柑橘を中心とした新品種・新技術の展示や技術指導の拠点として農家の皆様に利用していただく施設として存続します。柑橘新品種等の圃場参観や講習会、技術・経営相談にご利用ください。

**問合せ先**  
しまなみ農業指導班岩城  
☎(0897) 7512014

#### 無料法律相談のご案内

憲法週間行事の一環として、次のとおり無料法律相談が実施されます。

■日時  
5月19日(月) 10時～15時

■場所  
松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士

■主催者  
愛媛弁護士会今治支部

■その他  
事前の予約は受け付けておりません。相談の受付は当日9時から行います。

#### 愛媛県交通事故相談所

■場所  
愛媛県庁第2別館1階

■電話  
TEL 089-941-2111

■開設日時  
土日祝日を除く毎日  
(受付時間) 9時から15時  
(相談時間) 9時から16時

■弁護士在所日時  
原則、金曜日13時から15時(相談員への事前相談が必要です)

■担当課  
消防防災安全課  
交通安全計画係  
TEL 089-912-2321  
又は 941-2111